

夜間外出禁止令の発令

1 ノボア大統領は、夜間外出禁止令（大統領令第329号）を発令し、当該期間を犯罪組織に対する集中作戦の実施期間として位置付け、国軍および国家警察による対象地域での検問やパトロール、犯罪組織の拠点捜索などの作戦が強化されます。

2 外出の禁止

2 3時から翌朝5時までの6時間（治安、救急関係者等一部例外有り）

3 期間

3月15日から3月30日までの15日間

4 対象地域

- (1) グアヤス県
- (2) ロス・リオス県
- (3) エル・オロ県
- (4) サント・ドミンゴ・デ・ロス・ツァチラス県

在留邦人の皆様及び旅行されている皆様におかれましては、ご自身の居住及び渡航地域の外出禁止時間をご確認頂き、報道等で最新の情報収集に努めるとともに、身の安全確保にご留意いただけるようお願いします。